

令和7年度  
特別養護老人ホーム  
設置事業者募集要項  
(地域密着型)

令和7年6月  
前橋市福祉部  
長寿包括ケア課

## 1 はじめに

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の特性や利用者ニーズに応じて提供される多様で柔軟なサービスです。前橋市では、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、地域密着型特別養護老人ホームを設置する事業者を募集します。

## 2 募集概要

- A. 事業種別：地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人）
- B. 募集圏域：市内全域（ただし、既存の老人福祉施設と極端に近接しないように、設置予定地域の立地状況を十分に確認すること。）
- C. 整備施設数：1 施設
  - a. 原則はユニット型の整備とするが、多床室での整備も可とする。
  - b. 多床室での場合は入居者のプライバシーに十分配慮するとともに、特別養護老人ホームに求められている家庭的な雰囲気でのケアを推進するため、居室、食堂及び浴室等を小規模単位（ユニット）化し、できる限り利用者の個別ケアを取り入れることができる空間整備に努めること。
  - c. 施設形態は「単独型」、「サテライト型」のどちらでも可とする。「サテライト型」の場合は、本体施設から通常交通手段を利用して、おおむね 20 分以内で移動できること。
- D. 併設施設：自主事業として、「短期入所生活介護」等の居宅サービス事業所を併設することも可とする。
- E. 開設時期：令和8年度中（令和9年3月31日まで）に事業開始すること。

## 3 応募資格

応募にあたっては、以下の要件を満たしていること。

- A. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人の設立を予定している者であること。また、社会福祉法人の設立を予定している者の場合は、法人設立が確実に見込まれる状態であること。
- B. 事業を確実に遂行できる経営基盤が整っており、社会的信用の得られる経営主体であること。
- C. 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- D. 過去に所轄庁による指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。

- E. 事業者及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
- F. 応募時点において国税・県税・市税の滞納がないこと。

#### 4 応募に関する要件（主なもの）

施設を設置・運営するにあたり、下記に記載する事項を遵守し、かつ、確実に履行すること。

- A. 老人福祉法、介護保険法等その他の関係法令を遵守するとともに、「前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第40号。）」及び「前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第42号）」に定められた事項を遵守し運営にあたること。
- B. 老人福祉法に基づく設置認可及び介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定基準を満たし、開設の日までに前橋市から事業の認可及び指定を受けると。この他、別に自主事業を実施する場合にも同様であること。
- C. 介護を必要とする高齢者の個々の尊厳に十分配慮するとともに、利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- D. 入居者の居住費、食費等について、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」についての届出をすること。

#### 5 事業計画

- A. 建設用地：
  - a. 原則として、施設を運営する社会福祉法人等の自己所有であること。
  - b. 計画する土地・建物は抵当権（根抵当権を含む）が設定されていないこと、又は開設するまでの間に抹消されることが確実であること。ただし、借入金を被担保債権とする抵当権（根抵当権を除く）は認めます。
  - c. 計画する土地が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンの場合、原則、補助（地域密着型サービス等整備助成事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業ともに）の対象となりません。
    - i. 災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第

8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地とする。

- ii. 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。
  - (i) 土砂災害警戒区域：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域
  - (ii) 浸水想定区域等：水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
  - (iii) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
  - (iv) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域
- d. 施設運営に支障がないよう、必要十分な面積を確保すること。
- e. 計画する土地は、都市計画法、農地法、農振法、文化財保護法、その他の関係法令に支障がないことを関係機関に事前に確認した上で用地を選定すること。
- f. 計画する建物は、建築基準法、消防法、前橋市景観条例、その他の関係法令を遵守するとともに、補助財産の処分制限にかからないよう留意の上、これらを所管する関係機関と十分に協議を行うこと。
- g. 地元自治会や近隣住民に対し、整備に関する情報提供が確実に行われており、近隣住民の同意が確実に得られる見込みがあること。

## B. 資金計画：

- a. 自己資金については、計画策定時に確実な資金が存在していることが必要であるため、預金残高証明書などの証拠書類を提出すること。
- b. 寄附金を見込む場合には、寄附の確実性を確認するため、贈与契約書、贈与者の預金残高証明書などの証拠書類を提出すること。
- c. 新たに法人を設立する場合には、法人設立までの事務費（職員雇用費、法人設立準備経費等）が必要であるほか、法人設立時の運転資金として、法人・施設の年間事業費の12分の2以上の現金預金が必要であること。
- d. 上記のほか、設置者において多額の自己資金（土地購入費、造成費等）が必要となることに留意すること。

## C. 職員の確保：

- a. 施設長予定者、主任事務職員等の施設運営の中心的役割を担う職員の確保については、高齢者福祉に対する知識や経験を十分に持った職員を早期に確保するように努めること。
- b. 施設長予定者は、厚生労働省が定める資格要件を満たした社会福祉事業経験者を原則とすること。社会福祉事業未経験者が就任する場合には、施設長資格を取得するとともに、入居者への適切なケアが提供できるよう十分な研修を受けること。
- c. 職種別の介護職員等の確保については、厚生労働省及び前橋市が示す基準に基づき、適正な人員を確保すること。また、昨今では介護職員等の確保が極めて困難な状況であることから、職員採用にあたっては採用時期、採用後の研修期間等を十分に考慮し余裕をもって計画すること。

#### D. 入札・契約等：

- a. 本事業の整備費補助金に係る契約において業者選定を行う場合、当該年度の前橋市建設工事競争入札参加資格審査を申請し、入札参加資格の認定を受けている市内事業者（前橋市内に本店を有する者）を選定するものとする。
- b. 次のいずれかに該当する場合は、準市内又は市外の事業者も選定できるものとする。
  - i. 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事、設計委託等で、実績のある市内事業者がないとき
  - ii. 現に履行している業務に直接関連する契約で、現に履行中の準市内又は市外の事業者以外の者に履行させることが困難である等の合理的な理由があるとき
  - iii. 履行可能な市内事業者が、2者以上ないとき
  - iv. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

- E. 諸規程の整備：施設の管理運営にあたり、関係法令等に基づき法人の管理・運営、会計、就業及び給与規程等の諸規程の整備が必要であること。

## 6 応募書類

#### A. 提出書類：

- a. 地域密着型特別養護老人ホーム設置希望申請書
- b. 添付書類（様式 1-1 号～様式 11 号、その他関係書類）

- B. 提出部数：15 部（正本 1 部、副本 14 部） 副本は正本の写しで可

#### C. 体裁：

- a. 各書類は、証明書类等既定のものを除き、A4 版縦又は A3 版横に統一してください。
- b. 全体の目次及び見出し（インデックス）を付けてください。
- c. 提出書類は、左側に穴をあけ、A4 縦のファイルに綴じてください。
- d. 契約書類など、原本を提出できない書類については、写しの提出で構いませんが、必ず原本の写しであることの証明をしてください。

#### 【原本証明の例】

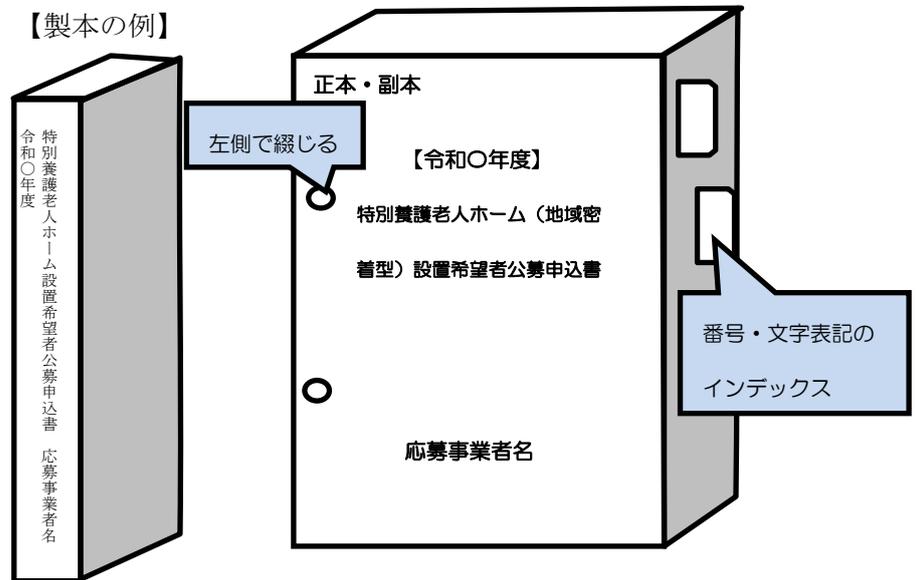
この写しは、原本と相違ないことを証明する

年 月 日

法人名

代表者

#### 【製本の例】



#### D. 注意事項:

- a. 応募書類に不足・不備がある場合は、受付できません。
- b. 資料の追加提出や修正が必要となった場合、応募期間内にすべての書類が揃わない場合も受付できません。
- c. 応募書類提出後の事業計画の変更（内容、図面等）は、原則認めません。
- d. 応募書類受付後、追加書類の提出を求める場合があります。
- e. 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- f. この募集に関する一切の費用（書類作成及び証明書類取得等に係る費用負担等）については、すべて設置希望者の負担とします。

## 7 事前申込

応募を予定している方は、下記により事前申込書（別紙）を提出してください。

- A. 事前申込書は、令和7年7月4日（金）午後5時まで（厳守）にEメールにて提出してください。
- B. 上記期限までに事前申込書の提出がない場合は、応募できません。

- C. 事前申込書を提出後、都合により事前申込を辞退する場合には、応募期間前に辞退届（別紙）を提出してください。

## 8 応募期間

### A. 応募書類の受付期間及び受付時間：

- a. 令和7年7月14日（月）から7月22日（火）まで（土日祝日を除く。）
- b. 午前9時から午後4時まで（厳守）

### B. 応募書類の提出場所及び提出方法：

- a. あらかじめ応募期間開始前に提出日時を予約したうえで、前橋市役所長寿包括ケア課（市役所2階35番窓口）へ直接持参してください。
- b. 書類提出にあたり、資料の追加や修正が予想されますので、締切日直前の書類提出は極力避けていただき、日程に余裕をもって提出してください。
- c. 提出日時の予約がない場合、受付期間及び受付時間を過ぎた場合の応募書類の受付はできません。

## 9 選定方法

### A. ヒアリングの実施：

- a. 設置希望者を対象に、前橋市が設置した「前橋市特別養護老人ホーム等設置法人選定委員会」においてヒアリングを行います。
- b. ヒアリング等の実施方法及び日程については、あらかじめ設置希望者に連絡します。
- c. 募状況によっては、ヒアリングの実施前に書類選考を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

### B. 選定について：

- a. 「前橋市特別養護老人ホーム等設置法人選定委員会」において審査・協議のうえ、設置事業者の選定を行い、結果について通知します。
- b. 審査・協議の結果、施設の指定基準を満たしていても、必ずしも選定されるとは限りません。整備計画に十分な熟度がないと判断される場合は、応募があったすべての整備計画が選定されない場合もあります。
- c. 地域密着型特別養護老人ホームの設置運営を行うには、当該選定委員会で設置事業者として選定を受けた後、「前橋市地域密着型サービス運営委員会」に対し指定に係る

事前協議を行い、承認を受ける必要があります。

## 10 審査項目

- A. 法人体制：法人の基本理念、財政基盤、老人福祉の経験
- B. 事業計画：入居者や地域との関係、サービス提供の取組、職員体制、資金計画
- C. 建設用地：設置に適切な場所、利便性、土地確保の確実性（他法令制限）
- D. 建築計画：設備の配置、低コスト、市内業者の活用
- E. 入所者への対応：個人情報保護、権利擁護、健康管理、医療との連携等
- F. コンプライアンス体制：苦情処理体制、第三者評価制度、公平性・透明性の確保
- G. 危機管理体制：防災、防犯、事故等への対策、感染症等の対応

※選定にあたっては、上記の審査項目による点数の最低基準を設定しており、全体の合計点数が、配点の60%未満の場合は、失格となります。

## 11 審査結果

- A. 審査の結果通知：審査の結果は、文書で通知します。問い合わせにはお答えしません。
- B. 公表：
  - a. 選定された事業者については、事業者名、整備予定地、整備床数等を前橋市ホームページにて公表します。選定されなかった事業者については、公表しません。
  - b. 前橋市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、同条例により取扱うこととします。
- C. 失格事由：次のいずれかの事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。
  - a. 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - b. ヒアリングに出席しない場合（ただし、事前に出席できない旨の理由を明示した書面の提出があり、選定委員会がその理由について、やむを得ないものと認められた場合は、この限りではありません。）。
  - c. 設置希望関係者が個別に選定委員と接触し、選定に係る情報の収集、合否に係る働きかけ等の事実があったと認められた場合。

## 12 スケジュール（予定）

選定及び施設整備スケジュールの目安は、次のとおりです。なお、諸般の事情によりスケジュールが変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

時期	内容
令和7年6月	募集要項の配付
令和7年 6月6日～6月30日	募集に関する質問の期間
令和7年7月4日まで	事前申込書提出期限
令和7年 7月14日～7月22日	応募書類の受付
令和7年8月下旬	選定委員会（応募書類審査・事業者ヒアリング）
令和7年9月上旬	事業者の決定
令和7年10月以降	地域密着型サービス運営委員会へ事前協議
令和7年度～ 令和8年度中	工事入札業者選定、入札・工事請負契約締結、補助金交付申請・交付決定、工事着手（補助金交付決定後）、職員募集・採用、諸規程の整備、職員研修、備品類の購入契約・納品、施設整備完了・竣工検査、建築・消防検査、長寿包括ケア課及び介護保険課による現地確認・適合検査、老人福祉法の設置認可、介護保険法の指定等
令和8年度中	事業開始

#### 協議先

- 施設整備補助等に関すること：長寿包括ケア課
- 老人福祉法の設置認可、介護保険法の指定等に関すること：介護保険課

### 13 募集に関する質問

- 質問の受付期間：令和7年6月6日（金）から6月30日（月）午後5時まで（必着）。
- 質問の方法：質問票に内容を記入のうえ、電子メールにて提出してください。メールの件名は「地域密着型特別養護老人ホーム設置事業者募集に関する質問」としてください。電話や窓口及び口頭での質問は受け付けません。質問は応募事業者（施設を設置運営す

る者)からのみ受け付けます。コンサルタント会社等からの質問は受け付けません。

- C. 回答方法:質問者に対して直接回答するとともに、全応募者に共通する内容の場合には、前橋市ホームページに掲載します。

## 14 施設整備費補助（群馬県介護基盤等整備事業費補助金）

- A. 地域密着型サービス等整備助成事業:

地域密着型特別養護老人ホーム：5,280 千円 × 整備床数。

※併設施設に対する補助はありません。

- B. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業:

地域密着型特別養護老人ホーム：989 千円 × 定員数。

※併設施設に対する補助はありません。

- C. 補助単価:

補助単価は群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱による現時点でのものであり、今後変更される場合があります。

- D. 補助金の交付条件:補助金の交付については、事業採択及び事業年度の市の予算成立が条件となります。補助金の交付は令和 8 年度となります。補助金の交付を受けて施設を整備する場合、前橋市の入札・契約等の手続きに準拠した手続きが必要となります。

## 15 留意事項

- A. 選定後の取り消し:選定後であっても、応募書類に虚偽の記載や、市の承認を受けずに事業計画に著しい変更等があったと認められる場合には、選定を取り消す場合があります。
- B. 事業の権利譲渡:選定後における事業の権利譲渡は認めません。
- C. 事業用所有物の用途:取得した事業用所有物等は、地域密着型特別養護老人ホーム以外の用途に使用したり、転売及び転貸したりすることはできません。
- D. 認可及び指定の確約:この選定は、老人福祉法上の認可及び介護保険法上の指定を確約するものではありません。老人福祉法の認可及び介護保険法の指定を受けるには、別途、

認可及び指定申請が必要となり、基準を満たさない場合には、認可及び指定できない場合があります。

## 16 連絡先

前橋市福祉部長寿包括ケア課長寿計画係

群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

電話：027-898-6152（直通）

027-224-1111（代表）内線 3152

電子メール：[chouju@city.maebashi.gunma.jp](mailto:chouju@city.maebashi.gunma.jp)